

## 船舶法

## 第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一 日本国ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

二 日本国ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二

以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナ

レモノノ所有ニ属スル船舶

第五条 日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クルコトヲ得ス

第六条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間に於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為ス

コトヲ得ス但法律若クハ條約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土

交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第七条 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ

測度ヲ申請スルコトヲ要ス

第八条 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ他ノ管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ嘱託スルコトヲ得

第九条 外国ニ於テ取得シタル船舶ヲ外国各港ノ間に於テ航行セシムルトキハ船舶所有者ハ日本ノ領事

ニ其船舶ノ總トン數ノ測度ヲ申請スルコトヲ得

第十条 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港

ヲ管轄スル管海官庁（其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海

官庁）ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス

第十一条 前項ニ定メタル登録ヲ為シタルトキハ管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

第十二条 第二十二条ニ掲クル船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ更ニ

シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ更ニ

之ヲ請受クルコトヲ要ス

第十三条 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載

日本船舶カ外国ニ航行スル途中に於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到著シタル地

ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

第十四条 前項ノ規定ニ従ヒテ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコト能ハサルトキハ其後最初ニ到著シタル地

ニ於テ之ヲ請受クルコトヲ得

第十五条 日本船舶力滅失若クハ沈没シタルトキ、解撤セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若

クハ第二十二条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹

消ノ登録ヲ為シ且遲滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ三个月間分明ナラサ

ルトキ亦同シ

第十六条 前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ為サルトキハ管海官庁ハ一个月内ニ之ヲ為スヘ

キコトヲ催告シ正当ノ理由ナクシテ尚其手続ヲ為サルトキハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコト

ヲ得

第十七条 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船籍港ヲ

定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得ス

第十八条 第十九条 第十一条乃至第十四条ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス

第十九条 第十一条乃至第十四条ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス

第二十条 第二十一条 第四条乃至前条ノ規定ハ總トン数二十トン未満ノ船舶及ヒ端舟其他櫓ノミヲ以テ運転

シ又ハ主トシテ櫓櫻ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス

第二十一条 第二十二条 第二十三条 前条ニ掲タル船舶ノ船籍及ヒ其總トン数ノ測度ニ關スル規程ハ小型船舶の登録等に

関する法律（平成十三年法律第二百二号）及ビ之ニ基キテ發スル命令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ

外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 第二十三条 第二十二条ノ二 第二十二条ノ三 第二十二条ノ四 第二十二条ノ五 第二十二条ノ六 第二十二条ノ七 第二十二条ノ八 第二十二条ノ九 第二十二条ノ十 第二十二条ノ十一 第二十二条ノ十二 第二十二条ノ十三 第二十二条ノ十四 第二十二条ノ十五 第二十二条ノ十六 第二十二条ノ十七 第二十二条ノ十八 第二十二条ノ十九 第二十二条ノ二十 第二十二条ノ二十一 第二十二条ノ二十二 第二十二条ノ二十三 第二十二条ノ二十四 第二十二条ノ二十五 第二十二条ノ二十六 第二十二条ノ二十七 第二十二条ノ二十八 第二十二条ノ二十九 第二十二条ノ三十 第二十二条ノ三十一 第二十二条ノ三十二 第二十二条ノ三十三 第二十二条ノ三十四 第二十二条ノ三十五 第二十二条ノ三十六 第二十二条ノ三十七 第二十二条ノ三十八 第二十二条ノ三十九 第二十二条ノ四十 第二十二条ノ四十一 第二十二条ノ四十二 第二十二条ノ四十三 第二十二条ノ四十四 第二十二条ノ四十五 第二十二条ノ四十六 第二十二条ノ四十七 第二十二条ノ四十八 第二十二条ノ四十九 第二十二条ノ五十 第二十二条ノ五十一 第二十二条ノ五十二 第二十二条ノ五十三 第二十二条ノ五十四 第二十二条ノ五十五 第二十二条ノ五十六 第二十二条ノ五十七 第二十二条ノ五十八 第二十二条ノ五十九 第二十二条ノ六十 第二十二条ノ六十一 第二十二条ノ六十二 第二十二条ノ六十三 第二十二条ノ六十四 第二十二条ノ六十五 第二十二条ノ六十六 第二十二条ノ六十七 第二十二条ノ六十八 第二十二条ノ六十九 第二十二条ノ七十 第二十二条ノ七十一 第二十二条ノ七十二 第二十二条ノ七十三 第二十二条ノ七十四 第二十二条ノ七十五 第二十二条ノ七十六 第二十二条ノ七十七 第二十二条ノ七十八 第二十二条ノ七十九 第二十二条ノ八十 第二十二条ノ八十一 第二十二条ノ八十二 第二十二条ノ八十三 第二十二条ノ八十四 第二十二条ノ八十五 第二十二条ノ八十六 第二十二条ノ八十七 第二十二条ノ八十八 第二十二条ノ八十九 第二十二条ノ九十 第二十二条ノ九十一 第二十二条ノ九十二 第二十二条ノ九十三 第二十二条ノ九十四 第二十二条ノ九十五 第二十二条ノ九十六 第二十二条ノ九十七 第二十二条ノ九十八 第二十二条ノ九十九 第二十二条ノ一百 第二十二条ノ一百零一 第二十二条ノ一百零二 第二十二条ノ一百零三 第二十二条ノ一百零四 第二十二条ノ一百零五 第二十二条ノ一百零六 第二十二条ノ一百零七 第二十二条ノ一百零八 第二十二条ノ一百零九 第二十二条ノ一百一零 第二十二条ノ一百一一 第二十二条ノ一百一二 第二十二条ノ一百一三 第二十二条ノ一百一四 第二十二条ノ一百一五 第二十二条ノ一百一六 第二十二条ノ一百一七 第二十二条ノ一百一八 第二十二条ノ一百一九 第二十二条ノ一百二十 第二十二条ノ一百二十

前項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ

日本船舶ガ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前項ニ同ジ

第二十二条ノ二 船長ガ當該官吏員ノ臨檢ニ際シ之ニ呈示スル目的ヲ以テ他ノ船舶ノ船舶国籍証

書又ハ仮船舶国籍証書ヲ船内ニ備置キ其船舶ヲ航行セシタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ

百万円以下ノ罰金ニ處ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ沒收スルコトヲ得

第九条 船舶所有者カ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其總トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルト

キハ遲滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ總トン数ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス

第十条 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ

変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ

日本船舶ガ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前項ニ同ジ

第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百五十九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百六十項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百六十一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百六十二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百六十三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第二十三条** 第三条、第六条又ハ第六条ノ二ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得  
**第二十四条** 官吏ヲ欺キ船舶原簿ニ不実ノ登録ヲ為サシメタル者ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ処ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第二十五条** 削除

**第二十六条** 第七条ノ規定ニ從ヒテ日本ノ国旗ヲ掲ケサルトキハ船長ヲ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

**第二十七条** 第七条ニ定メタル事項ヲ船舶ニ標示セサルトキ又ハ第九条乃至第十二条若クハ第十四条ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

**第二十七条ノ二** 第二十二条ノ二ノ規定ニ依ル臨検ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

**第二十八条** 第二十二条、第二十二条ノ二、第二十三条及ヒ第二十六条ノ規定ハ船長ニ代ハリテ其職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス

**第二十九条** 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其他ノ従業者船舶所有者ノ業務ニ関シ第二十七条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其船舶所有者ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

**法**人ノ代表者又ハ法人若クハ人ノ代理人、使用人其他ノ従業者其法人又ハ人ノ業務ニ関シ第二十七条ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

**第三十条** 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其他ノ従業者船舶所有者ノ業務ニ関シ第二十七条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其船舶所有者ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

**第三十一条** 削除

**第三十二条** 管海官庁ノ事務ハ外國ニ在リテハ日本ノ領事之ヲ行フ行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル处分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則****抄** 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス**第三十三条** 船舶ノ登記ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム**第三十四条** 明治十九年法律第一号登記法中船舶ノ登記ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス**第三十五条** 商法第三編ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官序又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス  
 商法第七百九十一條及ビ第八百七条ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ専ラ湖川、港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク)ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一條中「船舶」トアルハ「船舶又は船舶法第三十五条第一項に規定する船舶」ト読替フルモノトス**第三十六条** 明治三年正月二十七日布告商船規則、同十二年第五号布告、同年第十九号布告、同十四年第二号布告其他ノ法令ニシテ本法ノ規定ニ抵触スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス**第四十一条** 本法ノ施行ニ關スル細則ハ国土交通大臣之ヲ定ム**附 則** (昭和一四年四月五日法律第六八号) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則** (昭和二二年二月一九日法律第二二四号) 抄

この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。

**附 則** (昭和二十四年二月一日法律第二二七号) 抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

9 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

**附 則** (昭和五四年一二月二十五日法律第七〇号) 抄(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。1 (経過措置)  
7 この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が三月を超えて六月未満であることを知つてゐる場合には、第九条の規定による改正後の船舶法第十四条第一項中「其事実ヲ知リタル日」とあるのは、「許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十四年法律第七号)」ノ施行ノ日」とし、この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が六月以上であることを知つてゐる場合には、なお従前の例による。

9 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により前項の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五五年五月六日法律第四〇号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**第一条** この法律は、船舶法の一部改正に伴う経過措置

**第五条** この法律の施行前に前条の規定による改正前の船舶法第四条若しくは第九条の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は同法第七条の規定により行われた標示は、それぞれ新船舶法第四条若しくは第九条の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは嘱託又は新船舶法第七条の規定により行われた標示とみなす。

2 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の現存船に関する新船舶法の規定の適用については、この法律の施行後、条約第十七条(1)の規定により条約が効力を生ずる日から起算して二年を経過する日(その日前に特定修繕が行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受けた船舶については、当初改測日又は第八条第二項の規定による測度を受ける日のいずれか早い日)まで二中「総トン数」とあるのは、「積量」とする。

3 前二項に定めるもののほか、新船舶法の施行に伴い必要となる経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)  
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。  
(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一一月一一日法律第九七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年六月四日法律第六七号)  
1 この法律は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行する。  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、法律附則の改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、法律附則の改正規定に係る部分に限る。、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)  
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)  
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を超過したもの(当該不服申立てが他の不

服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(訴えの提起については、なお従前の例による)。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができるないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年五月二五日法律第二九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (船舶法の一部改正に伴う経過措置)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十二条の規定を準用する部分に限る。の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

第二条 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項(新商法第七百九十一條の規定を準用する部分に限る。)の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

第三条 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、施行日前に発航をした同項前段に規定する船舶については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)  
第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日